

平成 15 年度の一般廃棄物(ごみ)の減量化状況

本県では、廃棄物の排出抑制や循環的な利用などを促進し、環境への負荷の低減に配慮した循環型社会を実現するため、平成 14 年 9 月に愛知県廃棄物処理計画（計画期間平成 14 年度から 18 年度までの 5 か年間）を策定した。

その中で、愛知県内で発生する一般廃棄物(ごみ)について、平成 11 年度を基準として、平成 18 年度に排出量を 6.4%削減し、最終処分量を 32.9%削減するなどの具体的な廃棄物減量化目標を定めている。

今回、平成 15 年度における一般廃棄物(ごみ)の処理の状況を示すとともに、愛知県廃棄物処理計画に示した平成 18 年度の減量化目標及び平成 11 年度の処理実績と比べることにより、その減量化の状況について示した。

ごみ処理の概要

ごみ処理の流れの概念を図 1 に用語の意味を図 2 に示す。

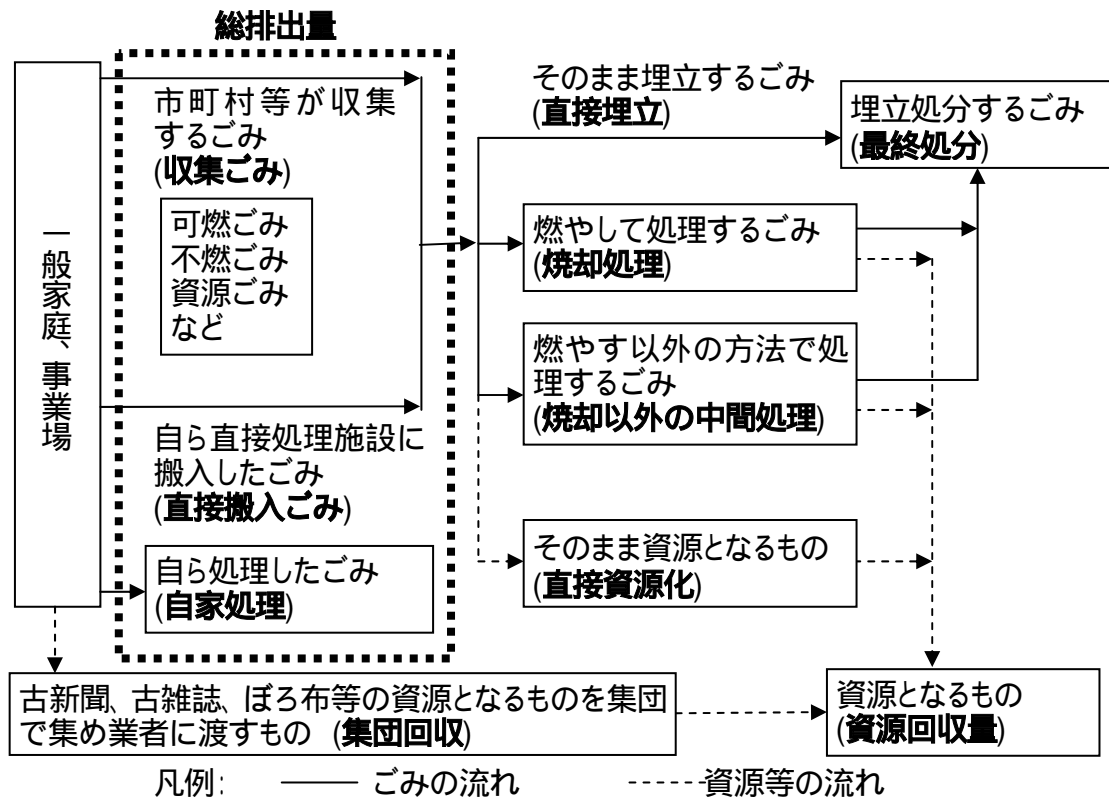


図 1 ごみ処理の流れの概念図

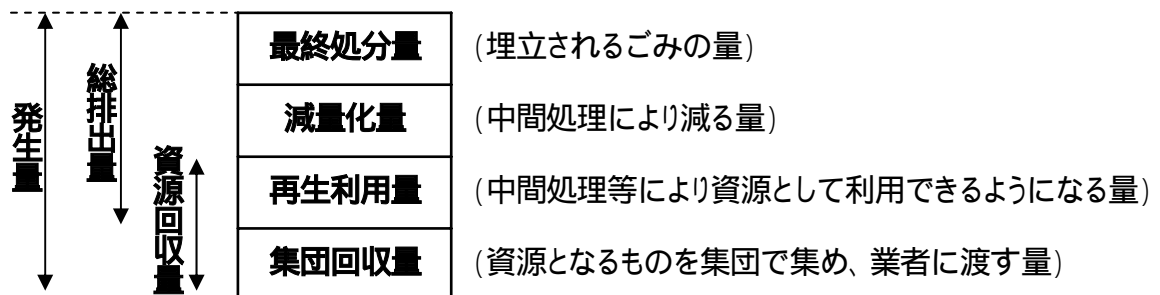


図 2 用語の意味

1 廃棄物減量化の進捗概況（廃棄物減量化目標との比較）

廃棄物処理事業実態調査結果を基に算出した平成 15 年度の一般廃棄物処理実績（以下「処理実績」という。）と愛知県廃棄物処理計画に定める平成 18 年度の廃棄物減量化目標（以下「減量化目標」という。）及び平成 11 年度の処理実績を表 1 に示す。

排出量^(注)は 11 年度より 7.2 万トン増加し 297.1 万トン（11 年度比 102%）となり、減量化目標の 271.3 万トンより 25.8 万トン多く、減量化が十分に進んでいない。

再生利用量は 11 年度より 19.1 万トン増加し 60.0 万トン（11 年度比 147%）となり、減量化目標の 60.7 万トンにあと 0.7 万トンと迫っており、再生利用が進んでいる。

減量化量（中間処理により減量化した量）は 11 年度より 4.5 万トン増加し 198.5 万トン（11 年度比 102%）となり、減量化目標の 173.7 万トン以上に減量化している。

最終処分量は 11 年度より 16.4 万トン減少し 38.6 万トン（11 年度比 70%）となり、減量化目標の 36.9 万トンにあと 1.7 万トンと迫っており、最終処分量の減量化が進んでいる。

（注：排出量は、廃棄物処理計画に基づき、廃棄物処理事業実態調査の総排出量に集団回収量を加えて算出。）

表 1 減量化目標と処理実績（単位：千トン）

区分	排出量（注1）	再生利用量	減量化量	最終処分量
平成 11 年度 処理実績	2,899 (100%)	409 (100%)	1,940 (100%)	550 (100%)
平成 15 年度 処理実績	2,971 (102%)	600 (147%)	1,985 (102%)	386 (70%)
平成 18 年度 減量化目標	2,713 (94%)	607 (148%)	1,737 (90%)	369 (67%)
15 年度と 18 年度の差	258	7	248	17

注1：表1の排出量は、廃棄物処理計画に基づき、廃棄物処理事業実態調査の総排出量に集団回収量を加えて算出した。

注：（ ）内は平成 11 年度の値に対する割合を示す。

2 最終処分場の残存容量

最終処分場の残存容量の推移を図 3 に示す。最終処分場の残存容量は、平成 11 年度末の 340 万m³ から平成 15 年度末の 296 万m³ へと減少している。

なお、最終処分された廃棄物の容量も減少していることから、平成 15 年度末の最終処分場の残余年数は 10.0 年となっている。

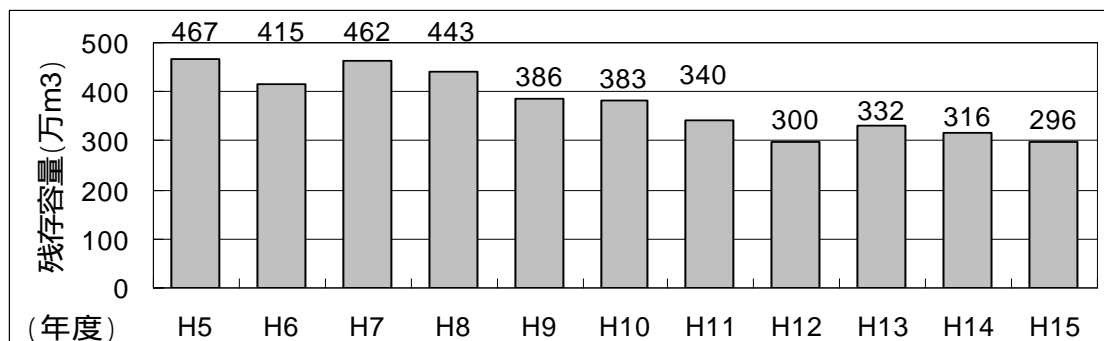


図 3 一般廃棄物最終処分場の残存容量と残余年数の推移

ごみの排出及び処理の状況

1 ごみの排出状況

廃棄物処理事業実態調査結果から、ごみの総排出量と1人1日当たりのごみ排出量の推移を図4に示す。

総排出量及び1人1日排出量は、平成10年度をピークに13年度までは減少傾向が見られたが、14年度以降はやや増えている。

計画処理区域内の人口が平成11年度の6,919,187人から15年度の7,124,302人へと3%近く増加したことから、総排出量は平成11年度の270.4万トンと15年度の271.5万トンはあまり変わらないが、1人1日排出量は平成11年度の1,071グラムから15年度には1,041グラムと約3%減少している。

なお、表1に示した排出量は、総排出量(ごみとして出された量)に集団回収量を加えて算出したもので、集団回収量が増えたことから排出量が増えている。

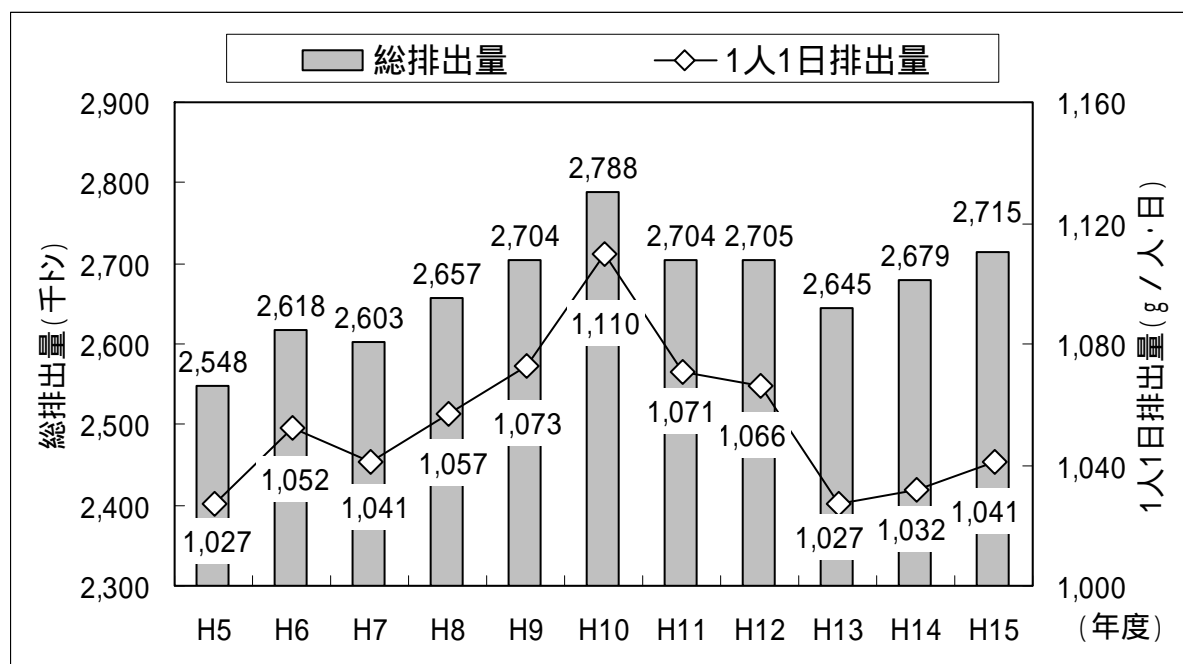


図4 総排出量と1人1日排出量の推移

注: 図4は廃棄物処理事業実態調査の総排出量を示しており、表1の排出量は、廃棄物処理計画に基づき廃棄物処理事業実態調査の総排出量に集団回収量を加えて算出したことから、値が異なる。

総排出量を排出形態別で見ると、図5に示すとおり、生活系ごみは188.8万トン(70%)と平成11年度の203.4万トン(75%)より減ったのに対し、事業系ごみは81.6万トン(30%)と平成11年度の64.8万トン(24%)より増えており、事業系ごみの増加が総排出量の減量化を遅らせている。

図6に示すとおり、事業系ごみの排出量は増加傾向にあり、特に、名古屋市にこの傾向が強いため、名古屋市を中心に削減対策を推進することが必要である。

生活系ごみは、平成12年度に名古屋市の排出量が減少した以外は、全県的に横ばい傾向にあるため、全県的に削減対策を推進することが必要である。

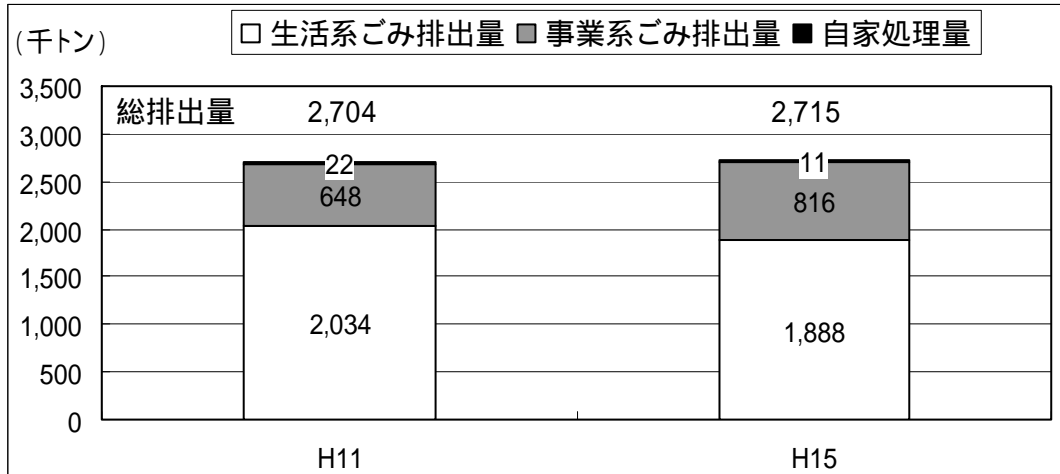


図5 排出形態別の総排出量

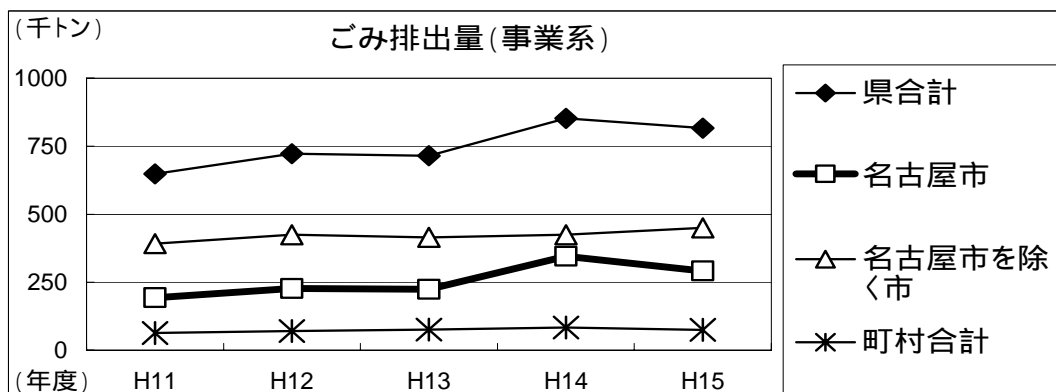
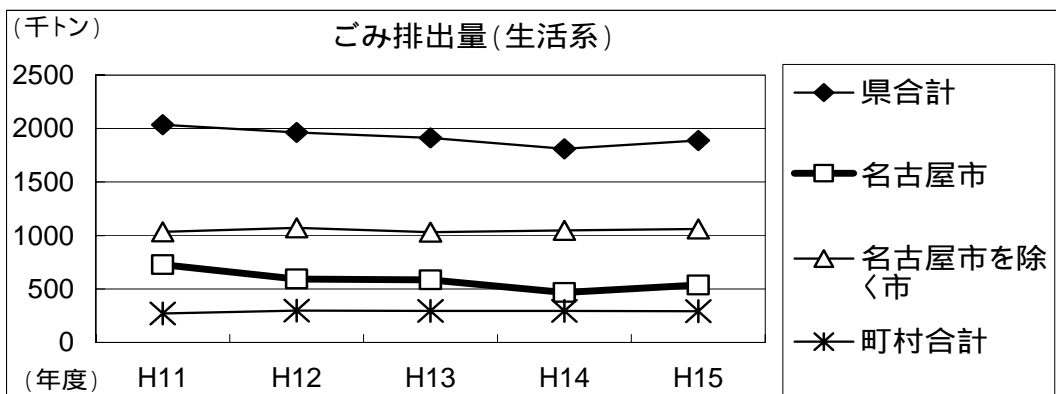
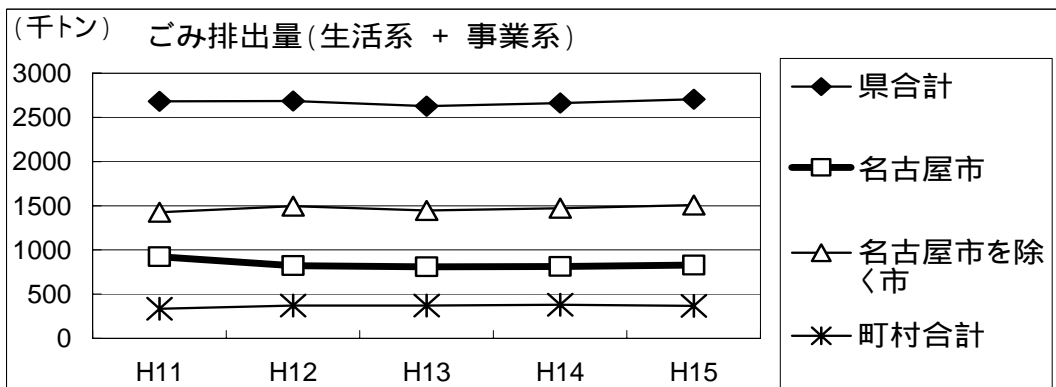


図6 生活系ごみ排出量と事業系ごみ排出量の推移

事業系ごみ排出量の減量化への対応

名古屋市は既に、事業系ごみの全量有料化をしており、平成 16 年度からは事業系ごみの収集・運搬業務の全てを民間許可業者に任せ、収集料金の増加が予想されるなど、事業系ごみへの対応を強化していることから、今後その効果が現れてくるものと考えられる。

名古屋市以外の市についても、名古屋市の取組を参考に、独自の取組が必要となっている。

生活系ごみ排出量の減量化への対応

名古屋市を除く市町村について、市町村の人口規模別に、1人1日当たりの排出量と1世帯当たりの平均人員を図7と表2に示す。

市町村の人口規模が大きくなるほど1世帯当たりの平均人員（世帯平均人員）が少なくなり、1人1日排出量が多くなる。人口10万人以上の市では、1人1日排出量の県内平均である1,041g/人・日を上回っている。これは市町村の人口規模が大きくなるほど1世帯当たりの平均人員は少なくなることから、核家族化の進行、単身赴任あるいは下宿学生などの増加により、1人1日排出量が多くなっていくことが推定される。

以上のことから、人口10万人以上の市を中心に、世帯平均人員の少ないアパートや寮などの住民に対しても、よりきめ細かい啓発活動の推進が必要と考えられる。

なお、世帯平均人員が2.35人と少ない名古屋市でも、平成11年にごみ非常事態宣言を行ない、びん、缶収集区域の拡大、集団回収等への助成強化、指定袋性の導入等の減量化対策に取組んだ結果、1人1日排出量を平成11年度の1,198g/人・日から15年度の1,031g/人・日へと減らすことに成功しており、これを参考に取組む必要がある。

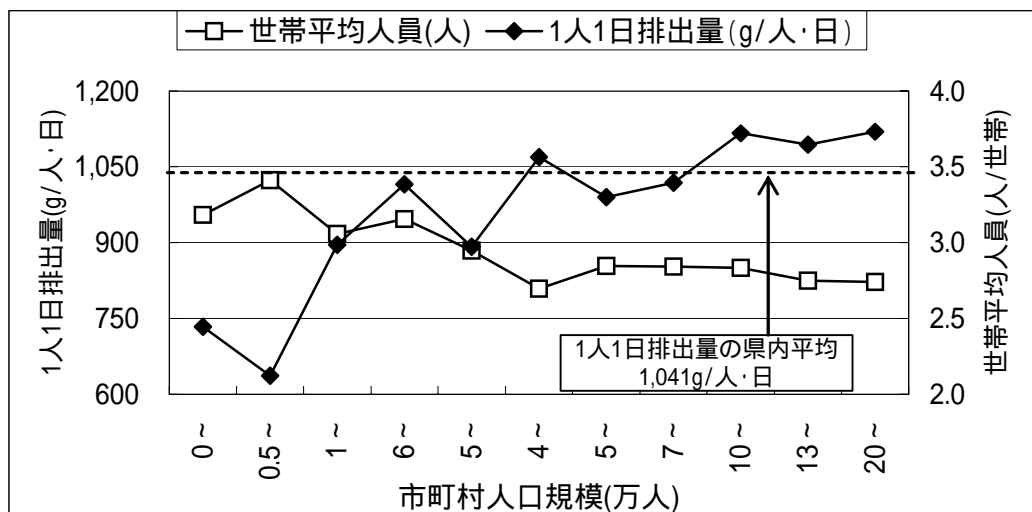


図7 市町村人口規模別の1人1日排出量と1世帯平均人員

注:名古屋市と、観光や交通等により昼間に多くの人が集まることが影響し1人1日排出量が著しく大きくなっているいくつかの町を除いて集計

表2 市町村人口規模別の1人1日排出量と1世帯平均人員

市町村人口規模	1人1日排出量 (g/人・日)	世帯平均人員(人)
20万人以上～	1,120	2.74
13万人以上～20万人未満	1,093	2.75
10万人以上～13万人未満	1,116	2.83
7万人以上～10万人未満	1,018	2.84
5万人以上～7万人未満	990	2.85
4万人以上～5万人未満	1,069	2.70
3万人以上～4万人未満	892	2.95
2万人以上～3万人未満	1,016	3.16
1万人以上～2万人未満	896	3.06
0.5万人以上～1万人未満	637	3.41
0.5万人未満	734	3.18

注:名古屋市と、観光や交通等により昼間に多くの人が集まることの影響し1人1日排出量が著しく大きくなっているいくつかの町を除いて集計

2 ごみの処理状況

平成 15 年度のごみ処理のフローを図 8 に示す。平成 15 年度は収集ごみと直接搬入ごみを合わせた 270.4 万トンが処理され、このうち焼却、選別等の中間処理される量は 249.9 万トンで、直接資源化される量は 17.1 万トンである。この両者を合わせた 267.0 万トンが減量処理されている。これはごみ処理量 270.4 万トンの 98.7% (減量処理率) を占めている。

中間処理されたごみのうち 17.3 万トンは再生利用され、これに直接資源化量 17.1 万トンと集団回収量 25.5 万トンを合わせ、資源化量は 59.9 万トンである。

中間処理されずに直接最終処分される量は 4.9 万トンであり、中間処理後に最終処分される量 33.6 万トンと合わせ、最終処分量は 38.6 万トンである。

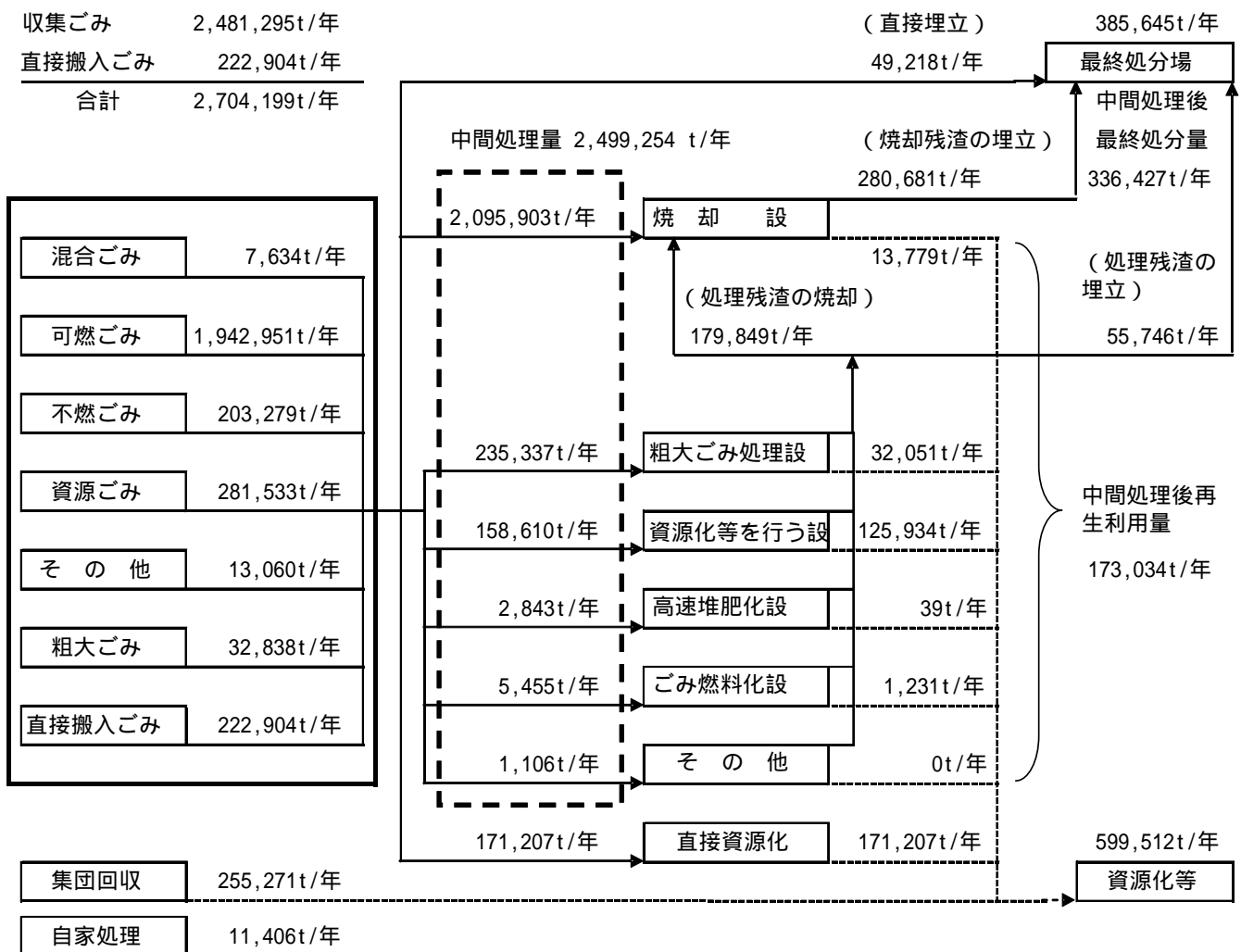


図 8 平成 15 年度のごみ処理フロー

(1) 中間処理の状況

収集ごみと直接搬入ごみを合わせたごみ処理量について、ごみ処理方法の推移を図 9 に示す。ごみをより多く資源化するため焼却以外の中間処理や直接資源化する量が増えている。また、最終処分量を減らすため大部分のごみが焼却処理され、平成 15 年度には直接最終処分された割合は 1.8% にまで減った。

なお、直接資源化する量は平成 11 年度から新たに調査し始めた項目であり、10 年度までは焼却以外の中間処理の中に計上されていたものと考えられる。

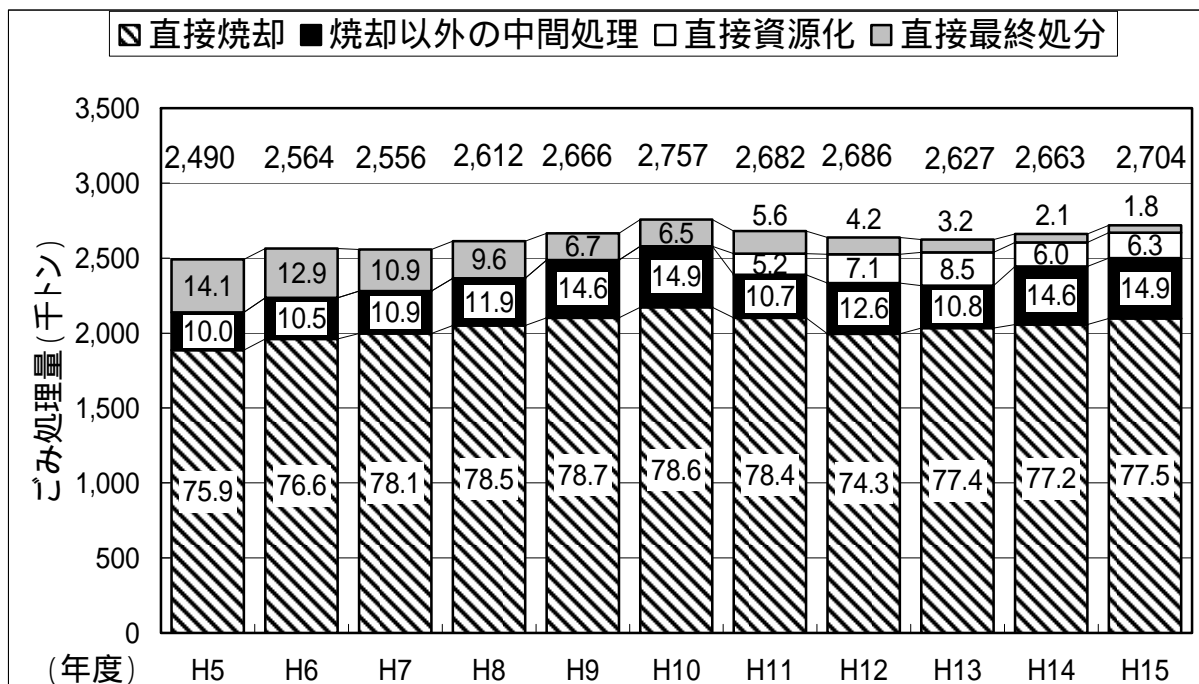


図 9 ごみ処理方法の推移
注: 棒グラフの中の数値は構成比率 (%) を示す。

(2) 資源回収の状況

資源として回収される量の推移を図 10 に示す。資源回収量及びリサイクル率(注)とも増え続けており、特に市町村等が収集したごみの資源化量(市町村収集資源化量)の増加が大きく、平成 11 年度以降は、住民団体等による集団回収量を上回っている。

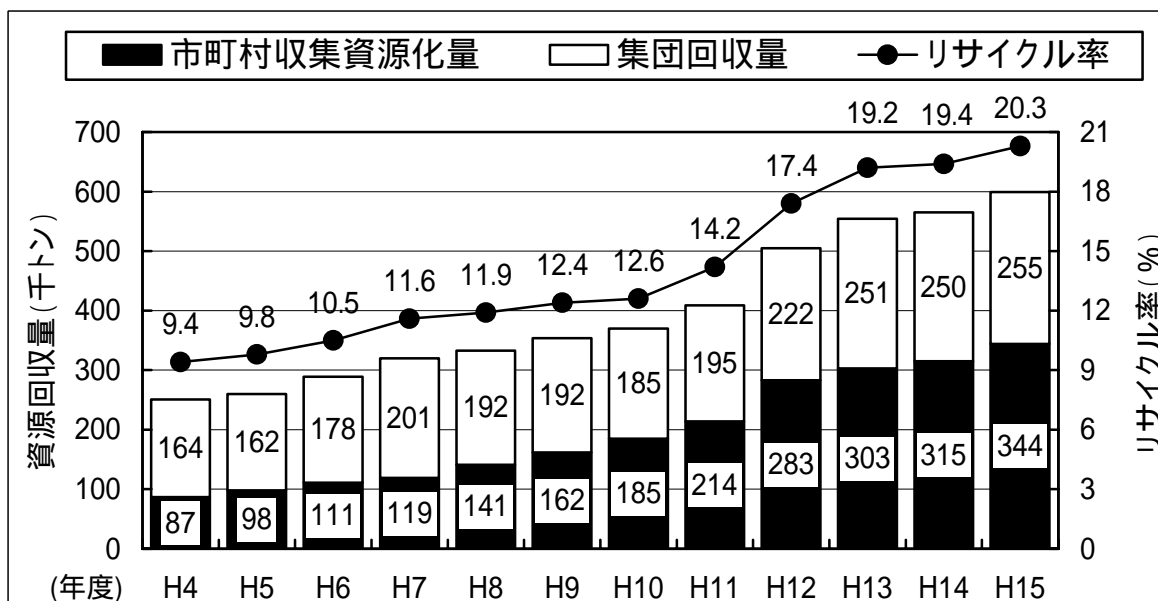


図 10 資源回収状況の推移

これは、容器包装リサイクル法の効果が定着し、ごみの分別収集の徹底や、選別施設の導入など、資源回収量を増やすための取組がより一層進められていることによるものと考えられる。

平成 15 年度に市町村収集資源化量は 34.4 万トンあり、集団回収量の 25.5 万トンと合わせ、59.9 万トンが資源として回収され、リサイクル率は 20.3%である。

(注) リサイクル率 = 資源化量 ÷ (収集ごみ量 + 直接搬入ごみ量 + 集団回収量)

(3) 最終処分状況

最終処分量の内訳を図 1 1 に示す。最終処分量は年々減少し続け、特に直接最終処分量は著しく減少している。

これは、資源の回収を徹底するとともに、処理の必要なごみについては焼却を初めとする中間処理を徹底して行うことにより、最終処分量を減らしてきたことの結果と考えられる。

平成 15 年度は最終処分量が 38.6 万トンとなり、内訳は直接最終処分量 4.9 万トン、中間処理してから最終処分した量 33.7 万トンである。

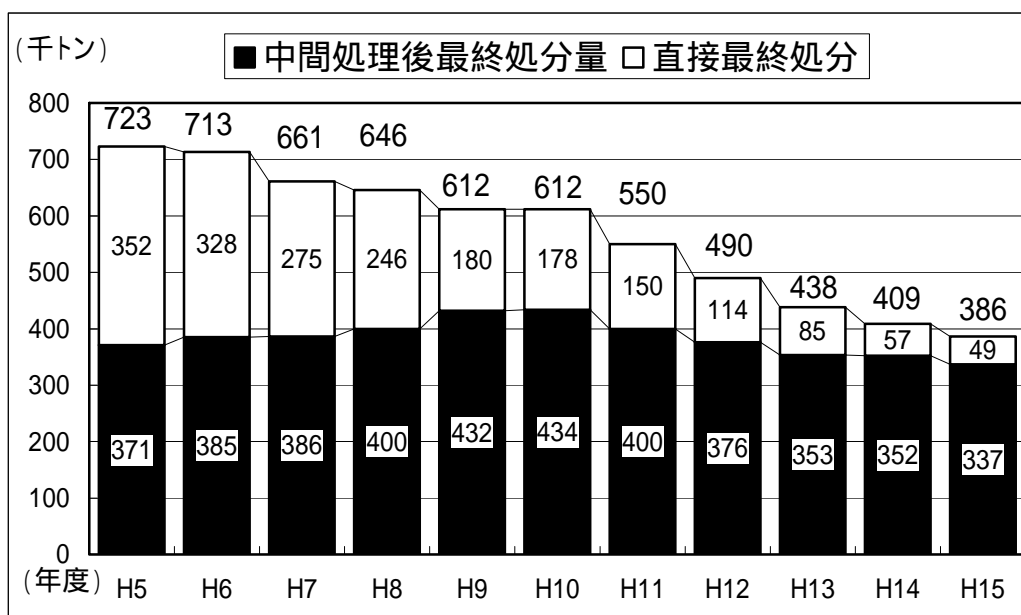


図 1 1 最終処分量の内訳